

全ての秋田高専の学生及び教職員の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症への対応について

校 長

新型コロナウイルス感染症への対応については、以下のとおりといたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

日常の注意点

- 発熱等の風邪症状が見られる時には、学校や会社を休み外出を控えてください。
- 毎日、体温を測定して行動記録表に記録しておいてください。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で相談してください。

感染しない・させないために次のことにご協力ください。

- 「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける行動
- 手洗いの励行
- 可能ならマスクの着用
※手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト）
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html
- 咳エチケットの徹底
- 体調のセルフチェック（朝晩の検温など）

感染を疑わせる症状が出た場合は、次のとおり行動してください。

【症状】

➤ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに「あきた帰国者・接触者相談センター（電話：018(866)7050）」に相談してください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

【対処方法】

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重傷化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

※相談を行った場合は、無理に登校や出勤をせず、学生は学生課教務係、教職員は総務課総務係に必ず連絡をしてください。

本人の感染が判明した場合は、次のとおり行動してください。

- 秋田市保健所及び受診医療機関の指示に従ってください。
- 速やかに上記の担当部署に連絡し、過去2週間の行動に関する情報を報告してください。
- 完治し、他者を感染させる恐れがないと判定されるまで、学生は登校停止、教職員は就業禁止となります。

本人が濃厚接触者と判定された場合は、次のとおり行動してください。

- 秋田市保健所の指示に従ってください。
- 速やかに上記の担当部署に連絡し、過去2週間の行動に関する情報を報告してください。
- 感染者と最後に接触した日から起算して2週間を経過するまで、学生は登校停止、教職員は就業禁止となります。

なお、今後の情報については秋田高専ホームページを注視してください。